

健発第0430001号  
食発第0430001号  
平成15年4月30日

各 

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬局食品保健部長

### 健康増進法等の施行について

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）は平成14年8月2日に、健康増進法の施行期日を定める政令（平成14年政令第360号。以下「施行期日政令」という。）及び健康増進法施行令（平成14年政令第361号。以下「政令」という。）は平成14年12月4日に、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）は平成15年4月30日に、栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）は平成15年4月24日に公布され、いずれも平成15年5月1日から施行又は適用することとされたところである。

これらの制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、この趣旨を踏まえつつ、所要の取組を進めるとともに、貴管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底方をお願いする。

### 記

#### 第1 法制定の趣旨

我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されていることから、健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講ずることとしたもの。

## 第2 法の概要

法の概要及び趣旨等は、以下のとおりである。

### 1 法の名称

「健康増進」とは、積極的に健康状態を改善することにより、健康に生活することができる期間（健康寿命）を延伸させるとともに、生活の質の向上を図ることを指す用語であることから、法の名称を「健康増進法」としたものであること。

### 2 第1章 総則

#### (1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ること。（法第1条）

#### (2) 責務

国民は、健康な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めること。（法第2条）

国及び地方公共団体は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、国民の健康の増進に関わる多様な関係者に対し、健康増進事業の推進に係るマニュアルの作成・配布等の必要な技術的援助を与えることに努めること。（法第3条）

健康増進事業実施者（医療保険の保険者、事業者、市町村、学校等）は、健康教育、健康相談、健康診査又は健康診断、保健指導、健康手帳の交付等の国民の健康の増進のための事業（健康増進事業）を積極的に推進するよう努めること。（法第4条）

#### (3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション）その他の関係者の連携及び協力（法第5条）

### 3 第2章 基本方針等

#### (1) 基本方針

以下の事項について定める国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。（法第7条）

なお、基本方針の内容等については、別途通知するものであること。

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

国民の健康の増進の目標に関する事項

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項

国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項

健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

(2) 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）を策定。（法第8条）

都道府県は都道府県健康増進計画を定め、市町村は市町村健康増進計画を定めるよう努めることと規定されているが、健康日本21に基づく地方計画が策定されている市町村がなお少ない状況を踏まえ、市町村健康増進計画を定めるよう努めること。

また、現在都道府県又は市町村において策定されている健康増進に関する計画については、上記基本方針又は都道府県健康増進計画を勘案し、適当と判断される場合、改めて計画を策定する必要はないこと。

(3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。（法第9条）

なお、本指針については、法公布日から起算して2年以内の政令で定める日に施行することとされており、今後策定する予定であること。

#### 4 第3章 国民健康・栄養調査等

(1) 法附則第2条の規定による廃止前の栄養改善法（昭和27年法律第248号。以下「栄養改善法」という。）の国民栄養調査に生活習慣の状況に関する調査を加え、国民健康・栄養調査を実施。（法第10条から第15条まで）

また、生活習慣の状況に関する調査を行うこととすることから、国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員等が秘密を漏示した場合の罰則を設けたこと。（法第36条）

(2) 生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めること。（法第16条）  
具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。

#### 5 第4章 保健指導等

市町村は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導を行わせること。（法第17条）

なお、栄養改善法においては、管理栄養士、栄養士が栄養相談、栄養指導等を行うこととされていたが、健康増進法においても、その趣旨は変更されていないものであること。

都道府県、政令市及び特別区は、特に専門的な知識・技術を必要とする栄養指導等の保健指導を行うこと。(法第18条)

## 6 第5章 特定給食施設等

(1) 栄養改善法による集団給食施設における栄養管理の規定を引き継ぐとともに、所要の規定が整備され、特定給食施設における栄養管理について新たに規定されたこと。

(法第20条から第24条まで)

なお、栄養改善法第18条の規定が削除されたが、教育委員会が所管する特定給食施設に対し、法に基づく関与(法第18条第1項第2号の規定による指導及び助言、法第22条の規定による指導及び助言、法第23条の規定による勧告及び命令並びに法第24条の規定による報告聴取、立入検査及び質問)を行う場合には、従前と同様に、教育委員会を通じて行うこと。

(2) 受動喫煙の防止

学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。(法第25条)

なお、具体的な受動喫煙防止対策については、別途通知するものであること。

## 7 第6章 特別用途表示及び栄養表示基準

栄養改善法による特別用途表示及び栄養表示基準に係る制度が引き継がれたこと。(法第26条から第33条まで)

## 8 施行期日等

(1) 施行期日

公布日(平成14年8月2日)から9月を超えない範囲内で政令で定める日(平成15年5月1日)とされたこと。ただし、健康診査の実施等に関する指針に関する規定については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日とされたこと。(法附則第1条)

(2) 各法の改正

医療保険各法を改正し、保健事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。(法附則第8条から附則第19条まで)

栄養改善法は廃止すること。(法附則第2条)

## 第3 施行期日政令及び政令の概要

施行期日政令及び政令の概要は以下のとおりである。

### 1 施行期日政令

法の施行期日を平成15年5月1日としたこと。

## 2 政令

- ( 1 ) 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち独立行政法人国立健康・栄養研究所の行う事務は、集計とすること。( 政令第 1 条 )
- ( 2 ) 発生の状況を把握する生活習慣病として、がん及び循環器病を定めること。( 政令第 2 条 )
- ( 3 ) 特別用途表示の許可等に係る手数料の額は、国に納付する手数料については、9,400円、独立行政法人国立健康・栄養研究所に納付する手数料については、172,000円とすること。( 政令第 3 条 )
- ( 4 ) 栄養表示基準に従い必要な表示を行う必要がない場合は、栄養表示食品であってその容器包装及びこれに添付する文書に栄養表示がされていないものを輸入する場合とすること。( 第 4 条 )
- ( 5 ) 栄養改善法施行令 ( 昭和 59 年政令第 138 号 ) は廃止すること。( 政令附則第 2 条 )

## 第 4 省令の概要

省令の概要は、以下のとおりである。

### 1 国民健康・栄養調査

- ( 1 ) 国民健康・栄養調査について、従前の国民栄養調査に、食習慣の状況、運動習慣の状況、休養習慣の状況、喫煙習慣の状況、飲酒習慣の状況等を調査項目とする「生活習慣の調査」を追加するほか、栄養改善法施行規則 ( 昭和 27 年厚生省令第 37 号 ) の規定を引き継ぐこと。( 規則第 1 条及び第 2 条 )
- ( 2 ) 国民健康・栄養調査員の任命の方法等について、栄養改善法施行規則の規定を引き継ぐこと。( 規則第 3 条及び第 4 条 )

### 2 特定給食施設

- ( 1 ) 特定給食施設の範囲、管理栄養士を置かなければならない施設の範囲等について以下のとおりとすること。
  - 特定給食施設を、継続的に一回 100 食以上又は一日 250 食以上の食事を供給する施設とすること。( 規則第 5 条 )
  - 管理栄養士を置かなければならない施設を、次のとおりとすること。( 規則第 7 条 )

ア 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回300食以上又は一日750食以上の食事を供給するもの

イ アの特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回500食以上又は一日1500食以上の食事を供給するもの

栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回300食又は一日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならないこと。(規則第8条)

(2) 特定給食施設の届出事項を、施設の名称及び所在地、施設の種類等とすること。(規則第6条)

(3) 特定給食施設の栄養管理の基準は、次のとおりとすること。(規則第9条)

利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(身体の状態等)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。

食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。

献立表の掲示及び主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報提供を行うこと。

必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。

衛生の管理については、関係法令の定めるところによること。

(4) 特別用途表示及び栄養表示基準

特別の用途として「授乳婦用」、「高齢者用」及び「特定の保健の用途」を明示するほか、特別用途表示及び栄養表示基準について栄養改善法施行規則の規定を引き継ぐこと。(規則第12条から第18条まで)

(5) 栄養改善法施行規則は、廃止すること。(規則附則第2条関係)

## 第5 栄養表示基準の概要

従前の栄養表示基準(平成8年厚生省告示第146号)の規定を引き継ぐこと。

## 第6 その他

法の施行の日までに発翰された旧厚生省及び厚生労働省の各職による通知中の「栄養改善法」、「栄養改善法施行令」又は「栄養改善法施行規則」に基づく各規定については、当分の間、「健康増進法」、「健康増進法施行令」又は「健康増進法施行規則」に基づく相当規定とされているものとみなす。